

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の
運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第15期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

株式会社 **remixpoint**

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。(URL:<https://www.remixpoint.co.jp/ir/index.html>)

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。なお、当社は、平成29年6月13日開催の取締役会の決議において、「内部統制システム整備の基本方針」を改定しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
- ②「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
- ③取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- ④「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
- ⑤取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- ⑥内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
- ⑦内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
- ⑧反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
 - ②各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
 - ③新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
 - ④内部監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ①取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ②職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
 - ③取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
 - ④情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規定に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
 - ②子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う。
 - ③当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、

グループ全体で効率的な経営に努める。

- ④監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。
- (6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。
- (7)取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ①当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - ②内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - ③監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - ④監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - ⑤監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
- (8)監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ①監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる

費用について予算計上するように努める。

- ②会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
 - ③監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
 - ④監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。
- (9) 其他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - ②代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
 - ③監査等委員会は、会計監査人、子会社監査及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における具体的な運用状況のうち内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

（監査等委員会による監査等）

原則として月1回開催される監査等委員会において、内部監査室から監査報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の間で、業務の執行状況の監査・監督に関して情報および意見の交換を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。また、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要管理職に出席を求め、当社の経営および事業に関する情報および意見の交換を行

い、密度の濃い監査等を実施できる体制を実現しております。

会計監査人との間で、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告および会計監査結果報告を受領し、適宜情報および意見の交換を行っております。

(コンプライアンス)

当社は、監査等委員である取締役を含む全取締役および関連部署従業員の出席によるリスク・コンプライアンス委員会を半期に1回開催し、当社グループの経営および事業活動に関連する法令、規制、ガイドライン、社会的規範等の変化、当社に向けられた社会的要請に適切に適合すべく、社内の体制、規程等を見直し、しかるべく対策を実施しております。また、新規事業の取組み等に際しては、取締役会において法的リスクへの対応を含めたコンプライアンスについても討議を行い、関連部署に対ししかるべき指示を行い、その対応状況について報告をさせております。

コンプライアンスの重要性につき役員および使用人に対し周知徹底し、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図っております。

(リスク管理)

当社は、事業構造、社内外の環境の変化等に適切に対応すべく、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会において、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し、リスク評価をもとにリスク管理策を決定し実行しております。また、リスク対応策の実施状況の報告を受け、当該策の有効性を評価し適宜見直しを行っております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	548,155	582,306	420,201	△18,000	1,532,663
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,136,622	3,136,622			6,273,244
剰 余 金 の 配 当			△19,947		△19,947
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,293,025		2,293,025
連結子会社の増資 による持分の増減		△2,892			△2,892
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△6,552			△6,552
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,136,622	3,127,177	2,273,077	—	8,536,877
当 期 末 残 高	3,684,777	3,709,483	2,693,279	△18,000	10,069,540

(単位：千円)

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	26,428	1,238	1,560,330
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			6,273,244
剰 余 金 の 配 当			△19,947
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,293,025
連結子会社の増資 による持分の増減			△2,892
連結子会社株式の取得 による持分の増減			△6,552
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△25,929	12,493	△13,436
当 期 変 動 額 合 計	△25,929	12,493	8,523,441
当 期 末 残 高	498	13,731	10,083,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称 株式会社ビットポイントジャパン

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社等の名称 BITPointKorea Co., Ltd.

杭州巴泰網絡科技有限公司

Bit Point Hong Kong Limited

② 持分法を適用しない理由 各社の当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仮想通貨に係る会計処理の方法

① 仮想通貨の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

② 顧客からの預り資産(仮想通貨)に関する会計処理

顧客から預託を受けた顧客からの預り資産(仮想通貨)は、連結貸借対照表上の資産として計上し、これと同額を負債として計上しております。

③ 仮想通貨の取引に係る損益

仮想通貨の取引に係る損益（評価損益を含む）は、連結損益計算書上純額で売上高に表示しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ア. 建物 | 3～15年 |
| イ. 車両運搬具 | 2～5年 |
| ウ. 工具器具備品 | 2～10年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

ア. 市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

イ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

ア. 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

イ. 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」及び流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券」は0千円、「未払法人税等」は12,133千円であります。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「仮想通貨評価益」及び「印税収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「仮想通貨評価益」は168千円、「印税収入」は252千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産

敷金及び保証金 5,600千円

上記担保資産に対応する債務の額

未払金 1,579千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	39,955,600株	16,991,500株	一株	56,947,100株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	60,000株	一株	一株	60,000株

3. 新株予約権等に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
平成28年6月23日決議新株予約権	普通株式	992,000	—	898,500	93,500
第8回新株予約権	普通株式	10,191,100	—	10,093,000	98,100
第9回新株予約権	普通株式	—	6,000,000	6,000,000	—
合 計		11,183,100	6,000,000	16,991,500	191,600

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	19,947千円	0.5円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,887千円	1円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、殆どが翌月現金及び預金にて支払っております。仮想通貨及び仮想通貨預り金は主に仮想通貨の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力売買事業に関する取引保証金、金融関連事業における取引証拠金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。借入金とは、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

③市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。ただし、重要性が乏しいものは省略しております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,988,946	6,988,946	—
(2) 売掛金	988,945		
貸倒引当金(※)	△8,109		
	980,835	980,835	—
(3) 仮想通貨	4,647,576	4,647,576	—
(4) 敷金及び保証金	4,570,990	4,570,990	—
(5) 固定化債権	98,330		
貸倒引当金(※)	△98,330		
	—	—	—
資 産 計	17,188,349	17,188,349	—
(1) 買掛金	355,748	355,748	—
(2) 短期借入金	60,000	60,000	—
(3) 未払金	341,915	341,915	—
(4) 仮想通貨預り金	4,303,314	4,303,314	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	100,000	100,000	—
(6) 長期借入金	50,000	49,589	△410
負 債 計	5,210,978	5,210,567	△410

(※) 貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 仮想通貨

これらの時価については株式会社ビットポイントジャパンの運営する取引所の決算日における最終価格(平成30年3月31日16時時点)によっております。

(4) 敷金及び保証金

当社事務所等に関するものは、賃貸期間の短い契約のため影響額に重要性がなく無金利であるため、当該帳簿価格によっております。そのほかに関するものは、短期間で決済されるものであり無金利であるため、当該帳簿価額によっております。

(5) 固定化債権

回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- (1)買掛金、(2)短期借入金、並びに(3)未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4)仮想通貨預り金
これらの時価については、株式会社ビットポイントジャパンの運営する取引所の決算日における最終価格(平成30年3月31日16時時点)によっております。
- (5)1年内返済予定の長期借入金
これらは1年内で決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (6)長期借入金
これらの時価については元利金の合計額を新規に同様の借入先を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。
- (注2)非上場株式、出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	177円01銭
1株当たり当期純利益	46円32銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成30年4月3日に連結子会社であります株式会社ビットポイントジャパンの株式の一部を平成30年5月中を目途にMadison Holdings Group Limitedに譲渡することについて、基本合意書を締結いたしました。同年5月14日に、当社とMadison Holdings Group Limitedによる合意の上、当該基本合意書に基づく譲渡の実行に関する検討期間を2か月延期するとともに、延期された期日までに株式一部譲渡実行のための条件が整わなかった場合は、当該基本合意書を終了することとなりました。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	548,155	567,653	625,547
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	3,136,622	3,136,622	
剰 余 金 の 配 当			△19,947
当 期 純 損 失			△119,521
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	3,136,622	3,136,622	△139,469
当 期 末 残 高	3,684,777	3,704,275	486,078

(単位：千円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△18,000	1,723,356	26,428	1,749,785
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		6,273,244		6,273,244
剰 余 金 の 配 当		△19,947		△19,947
当 期 純 損 失		△119,521		△119,521
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△25,929	△25,929
当 期 変 動 額 合 計	—	6,133,775	△25,929	6,107,845
当 期 末 残 高	△18,000	7,857,131	498	7,857,630

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切上げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

①建物 3年～15年

②車両運搬具 2年～5年

③工具器具備品 2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

①市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間(3年)における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

②自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,943千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	292,270千円
3. 保証債務	
以下の関係会社の債務に対し保証を行っております。	
株式会社ビットポイントジャパン	86,816千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

 販売費及び一般管理費 153,968千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	60,000株	一株	一株	60,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	236,116千円
貸倒引当金	34,478千円
投資有価証券評価損	36,039千円
その他	8,208千円
小計	314,842千円
評価性引当額	△314,842千円
繰延税金資産合計	一千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	事業の内容	関連当事者との関係	
子会社	㈱ビットポイントジャパン	(所有) 直接99.8%	金融関連事業	役員の兼務等	2人
				事業上の関係	資金の援助
属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ビットポイントジャパン	資金の貸付 (注1)	1,675,000	短期貸付金	—
		増資の引受 (注2)(注3)	4,200,000	関係会社株式	4,420,000
		営業保証金の立替	500,000	立替金	—
		経営指導料の 受取 (注4)	223,384	未収入金	241,254

(注1)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、極度額1,100,000千円で随時貸付、返済することとしております。

(注2)㈱ビットポイントジャパンが行った第三者割当増資を①平成29年11月15日は1株50千円、②平成30年1月10日は1株50千円で引き受けたものであります。

(注3)増資の引受のうち800,000千円につきましては、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。

(注4)経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	138円12銭
1株当たり当期純損失	2円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成30年4月3日に連結子会社であります株式会社ビットポイントジャパンの株式の一部を平成30年5月中を目途にMadison Holdings Group Limitedに譲渡することについて、基本合意書を締結いたしました。同年5月14日に、当社とMadison Holdings Group Limitedによる合意の上、当該基本合意書に基づく譲渡の実行に関する検討期間を2か月延期するとともに、延期された期日までに株式一部譲渡実行のための条件が整わなかった場合は、当該基本合意書を終了することとなりました。